

◎新潟県告示第100号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和6年2月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 起業者の名称

村上市

2 事業の種類

道の駅朝日整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

村上市猿沢字下野及び野添地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

道の駅朝日整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に要する経費について、村上市一般会計により既に予算計上しているほか、来年度以降についても予算措置することを確約しており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

村上市においては、日本海沿岸東北自動車道（以下「日沿道」という。）の新潟・山形県境区間である朝日まほろばICからあつみ温泉IC間が、平成25年に国道7号「朝日温海道路」として事業化され、日沿道の早期全線開通に向けて大きく前進している。

本件事業は、国道7号朝日温海道路の開通を見据え、その道路利用者へ村上市の地域資源の魅力発信や飲食休憩などの多様なサービスを提供し、交流人口の拡大による地域活性化をねらいとした賑わい・交流機能と防災拠点自動車駐車場に指定され防災面からも重要な路線である国道7号において、災害時の応急活動や被災者支援を行う防災機能を併せ持つ道の駅にリニューアル整備するものである。

村上市では、地域の資源と言うべき、市内の主な基幹産業である農林水産業については、従事者の高齢化や担い手不足、遊休農地の拡大、農林水産物価格の低迷など、農林水産業を取り巻く環境は厳しさを増している。

また、観光客数については、230万人前後で推移していたが、コロナ禍の影響もあり団体旅行客が激減し、令和2年には128万人まで落ち込んでいる。

このため、この日沿道の延伸によって将来、道路を利用して訪れる人を呼び込み、地域の資源や活動を積極的に発信し、交流するための環境を整えることとしており、「第3次村上市総合計画」で道の駅のリニューアルなどにより、観光客の利便性の向上を図ることとしている。

本件事業の実施により、村上市の農林水産物等の更なるブランド化、地域雇用の創出、市の魅力の情報発信、都市農村交流の促進、体験型農業等による観光創出に逸早く取り組むことが可能となり、農業を中心とした市内居住者の所得水準の低下と農業の衰退への歯止めとなることが期待できるとともに、地域や産業の活性化の早期実現に資するものと見込まれる。

また、現在整備中の朝日温海道路の供用開始後は、市の新しい玄関口として市をPRすることが可能になるとともに、高規格道路の道路網を利用して県外に向けた活動を行うことにより、より一層地域の活性化が期待できるものである。

さらに、災害時に地域住民や道路を利用するドライバー等の避難所、災害時の活動拠点、支援物資の集積拠点としても活用できるため、地域防災に大きく寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業による周辺環境への影響について、起業者は、工事の実施に当たり、自然環境や周辺の住環境

に悪影響を及ぼさないよう、低騒音・低振動の建設機械及び工法を採用することとしており、施設の供用に伴う大気汚染、騒音、振動の影響については、近隣住家から国道7号を挟んで100m以上の距離があるため影響そのものは少ないものと見込まれる。

本件起業地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）による国内希少野生動植物種、環境省及び新潟県のレッドリスト・レッドデータブックによる絶滅危惧種のいずれも確認されていない。また、文化財保護法による史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地等は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地は、事業に必要な面積が確保できることを前提に、既存道の駅周辺の3箇所を候補地として選定の上、土地利用に与える影響や交通利便性、経済性等について比較検討した結果、最適地としたものであり、最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、「第3次村上市総合計画」に主要事業として掲げられており、国道7号朝日温海道路の開通により、将来、来訪者が道の駅を素通りしてしまう懸念がある中、着々と整備が進む国道7号朝日温海道路の開通を見据えて、令和9年度の道の駅リニューアルオープンを目指して整備することで、地域の資源や活動を積極的に発信し、地元経済の活性化、交流人口の拡大を図るものであり、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

村上市役所 観光課 観光交流室